

## 令和8年度

### 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等 並びに特定子ども・子育て支援施設の指導検査実施方針

#### 1 指導検査の趣旨

(1) 令和8年4月現在において、区内の保育施設のうち、私立認可保育所全114施設の54.3%、小規模保育事業所全26施設の76.9%が社会福祉法人以外を主体とする設置運営であり、それぞれが特色を生かして教育・保育サービスを展開している。一方で、私立認可保育所では7割以上の保育士が勤務年数5年以下と経験年数の浅い職員が多く、従事する職員の入れ替えが頻繁に行われている現状がある。また、保育現場での子どもをめぐる事件事故の発生についても毎年多く確認されている。このような状況の元、子どもの安全・安心の担保や人権の擁護、アレルギー対応や衛生面の確保、適正な運営や会計処理など、これまで以上にきめ細かな支援が必要となっている。

そして、特に教育・保育の提供については、幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「3法令」）の内容を理解し、遵守した適切な教育・保育を提供することが求められている。

(2) これらを踏まえ、区としては、子どもの安全・安心と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が施設等を安心して利用できるよう、次の3つの視点から、子ども・子育て支援法（以下「支援法」）及び児童福祉法（以下「児福法」）に基づく指導検査を実施し、検査結果に対して確実に指導・助言を行う。

ア 児福法および足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の遵守

イ 支援法および足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の遵守

ウ 支援法に基づく給付費等及び区の補助等に対する適正な請求並びに支出

(3) 区は、指導検査の実施にあたって、各施設等の創意工夫や取り組みを尊重し、その運営努力も勘案することで、形式的・画一的な指導とならないよう留意する。また、検査結果の説明時や、指摘事項を踏まえた改善の過程においても、3法令及び関係法令、通知を根拠に指導・助言することに加え、「足立区教育・保育の質ガイドライン」及び「別冊 保育実践振り返りシート」を活用するなど、きめ細やかな指導・助言を行う。

## 2 指導検査の対象

区 分		児童福祉法	子ども・子育て支援法	
		認可	一般指導検査	特別指導検査
特定教育・ 保育施設	私立認可保育所	—	支援法 第 14 条	支援法 第 38 条
	認定こども園			
	(支援法へ移行した) 私立幼稚園			
特定地域型 保育事業者	小規模保育事業所	児福法 第 34 条の 17		支援法 第 50 条
	家庭的保育事業者			
特定子ども・ 子育て支援 施設	認証保育所以外の 認可外保育施設	—	支援法第 30 条 の 3(支援法第 14 条の準用)	支援法 第 58 条の 8
	東京都認証保育所			
	(支援法未移行) 私立幼稚園			

### (1) 一般指導検査

#### ア 実地指導

- ・ 施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。
- ・ 報告や文書等の提出・提示を命じる、質問する、施設等に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

#### イ 集団指導

- ・ 関係法令等の遵守に関して周知徹底等の必要があると認める場合に実施する。
- ・ 施設等の設置者等を一定の場所に集め、講習等により実施する。

### (2) 特別指導検査

- ・ 支援法に定める勧告等に相当する違反の疑いがあると認められる場合等に行う。一般指導検査から移行する場合もある。
- ・ 報告や帳簿書類等の提出・提示を命じる、出頭を求める、質問を行う、施設等に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

## 3 指導検査の重点事項

### (1) 教育・保育関係

#### ア 教育・保育の状況

- (ア) 児童の権利に関する条約、憲法、児福法、児童憲章等を遵守し、子どもの

権利及び人権に配慮し、子どもの健やかな成長を支える安心・安全な教育・保育が行われているか。

(イ) 3法令に基づく全体的な計画等（教育課程）及びその他の指導計画の作成・自己評価がなされているか。

(ウ) 子どもの生活の連続性をふまえて、家庭及び地域社会と連携して保育が展開できるよう配慮されているか。

#### イ 食事の提供の状況

(ア) 子どもの健全な育成に必要な栄養量等を考慮した献立を作成し、乳幼児にふさわしい食生活の展開がされ、適切な支援が行われているか。

(イ) アレルギー児等の子どもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

#### ウ 健康・安全の状況

(ア) 一人ひとりの子どもの健康の保持及び健康増進に努めているか。

(イ) 子どもの健康状態や発育及び発達の状態が適切に把握されているか。

(ウ) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(エ) 食中毒、感染症等の予防対策が徹底されているか。

(オ) 事故発生時の子どもに対する対応や区及び保護者に対する連絡等の措置が適切に行われているか。

### (2) 運営関係

#### ア 基本方針及び組織

(ア) 重要事項に関する規程を制定し、園内に掲示されているか。及び重要事項に関する規程がインターネット等で閲覧が可能になっているか。

(イ) 個人情報の保護や秘密保持に必要な措置が講じられているか。

#### イ 職員の状況

(ア) 関係法令等及び区の基準を遵守した職員配置を行っているか。

(イ) 雇用契約書、出退勤記録等、職員に関する記録が適正に整備されているか。

(ウ) 職員健康診断を実施しているか。

#### ウ 建物設備の管理及び災害対策、安全対策の状況（区が設置の権限を有する施設のみ対象）

(ア) 消防計画に基づき防火設備の維持管理がされているか。

(イ) 消火訓練や避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(ウ) 施設の防犯・安全対策が確保されているか。

(エ) 安全計画を策定しているか。

### (3) 会計関係

ア 計算書類や会計帳簿等が適正に作成されているか。

- イ 領収証等の証憑書類が適正に保管されているか。
- ウ 資産管理が適正に行われているか。
- エ 預金通帳の管理等、内部牽制体制が確保されているか。
- オ 現金管理等の会計処理が適正になされているか。
- カ 施設型給付費等及び区の補助金等を適正に請求し、支援法や関係通達、補助要綱等の決まりに沿って適正に支出しているか。
- キ 保護者等から支払いを求める際の説明は、適正になされているか。

#### 4 関係部署との連携

- (1) 検査対象施設が東京都が実施する指導検査の対象施設となっている場合、同日に実施するよう連携を図る。
- (2) 福祉部福祉管理課所管の社会福祉法人が運営する施設等に対する指導検査（以下「法人指導監査」）は、法人指導監査の対象施設となっている場合、施設側の意向を確認の上同日の実施を検討する、とともに当該法人に対する運営課題や指導内容等を双方で確認するなど、必要な情報連携を行う。
- (3) 指導検査の効果を高めるために所管課の職員の検査への立会いを求め、必要事項の調査、照会等を行う。また、通報、苦情、施設の提出書類等から重大な違反が疑われる場合は、年間計画で実施対象施設としているか否かに関わらず、機動的に指導検査を実施する。

#### 5 指導形態及び処分

##### (1) 特定教育・保育施設に対する助言・指導・処分等

###### ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

###### イ 口頭指導

支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」を行う。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。

###### ウ 文書指摘

支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」を行う。ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。指摘内容を後日文書により通知し、改善に関する報告を求める。

###### エ 勧告

支援法第39条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

###### オ 命令

正当な理由なく「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

#### カ 確認の取り消し等

支援法第40条第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第27条第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止するよう、施設所管部署に対して要請することができる。

### (2) 特定地域型保育事業者等に対する指導・処分等

#### ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

#### イ 口頭指導

支援法関係法令及び児福法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」を行う。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。

#### ウ 文書指摘

支援法関係法令及び児福法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」を行う。ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。指摘内容を後日文書により通知し、改善に関する報告を求める。

#### エ 勧告

支援法第51条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めたとき、または児福法第34条の16第1項の基準に適合しないと認めたときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

#### オ 命令

正当な理由なく「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

#### カ 確認の取り消し等

支援法第52条第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第27条第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止するよう、施設所管部署に対して要請することができる。

また、児福法第34条の16第1項の基準に適合せず、児童福祉に有害であると認めた場合は、その事業を制限または停止するよう、施設所管部署に対して要請することができる。

### (3) 特定子ども・子育て支援施設に対する指導・処分等

#### ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。なお、認証保育所を除いた認可外保育施設はすべて文書指摘を行うため助言は行わない。

#### **イ 口頭指導（認証保育所を除いた認可外保育施設では文書指摘）**

支援法関係法令等以外の法令、及び平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）」、又は「認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という）」その他通達に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。

ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。

#### **ウ 文書指摘**

支援法関係法令等、運営基準又は指導監督基準に適合していない場合。原則として「文書指摘」とする。

ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合など文書指摘とするに至らない場合は「口頭指導」とすることができる。

#### **エ 勧告**

支援法第58条の9第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

#### **オ 命令**

支援法第58条の9第5項に該当する場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

#### **カ 確認の取り消し等**

支援法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第30条の11第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止するよう、施設所管部署に対して要請することができる。

### **6 公表**

施設の利用者等へ周知するため、過去3か年分の指導検査の結果の概要を区ホームページに掲載する。